

第1 事務所の概要

第1 事務所の概要

1 沿革

当保健所は、昭和21年2月6日、春日部町大字粕壁6133番地に開設された。その後、移転を経て、昭和53年7月4日に新庁舎(現春日部地方庁舎)に再移転し、現在に至っている。

その間、数度の所管区域の変更や組織の見直しが行われ、平成11年4月1日、埼葛南福祉保健総合センターに並置された。

また、平成13年4月1日には、食品検査担当及び感染症等検査担当が廃止され、衛生研究所に統合された。

さらに、平成22年4月1日からは、福祉保健総合センター・保健所統合再編にともない、埼葛南福祉保健総合センター(春日部保健所並置)は東部中央福祉事務所と春日部保健所に再編され、所管区域も一部変更となった。

平成27年4月1日には、越谷市の中核市移行に伴い、越谷市保健所が開設されたため、所管区域から越谷市が除かれた。

2 機能及び所管区域

(1) 機能

従来は、保健所法に基づく結核、伝染病対策などに重点をおいた機関であった。

しかしながら、人口の高齢化、出生率の低下、疾病構造の変化などに対応するため、平成6年に保健所法が地域保健法に改正された。これに伴い、身近で頻度の高い保健サービスの実施主体は市町村とされ、保健所については地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することとされた。

なお、特に広域的に処理することが必要な食品監視については、さいたま市、川越市及び越谷市(平成27年度から)を除く全県を4地区に区分し、川口、狭山及び熊谷の3保健所とともに業務を分担している。

また、平成22年4月には、健康危機管理対策や医療・食品の安全確保を一層強化するため、保健所間の総合調整機能を有し、広域的・専門的な地域拠点となる拠点保健所として、川口、狭山及び熊谷の3保健所と当保健所が位置づけられた。

(2) 所管区域

当保健所は、平成21年度までは2市(春日部市、蓮田市)を所管していた。平成22年度からは、保健所再編により、2市1町(春日部市、越谷市、松伏町)を所管したが、平成27年度には、越谷市保健所開設により、1市1町(春日部市、松伏町)を所管することになった(ただし、薬事に係る許認可事務の一部及び精神保健に係る措置入院の事務については、越谷市の区域を所管している。)。

管内の面積は82.20km²、世帯数は114,131世帯、人口は267,296人となっている(町(丁)字別人口調査 平成28年1月1日現在(埼玉県総務部統計課))。

また、拠点保健所としての担当区域及び食品監視の所管区域は、春日部、草加、

加須、幸手の4保健所管内の12市3町(行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町)である。

ア 春日部保健所の所管区域

春日部市、松伏町

注) 東部保健医療圏

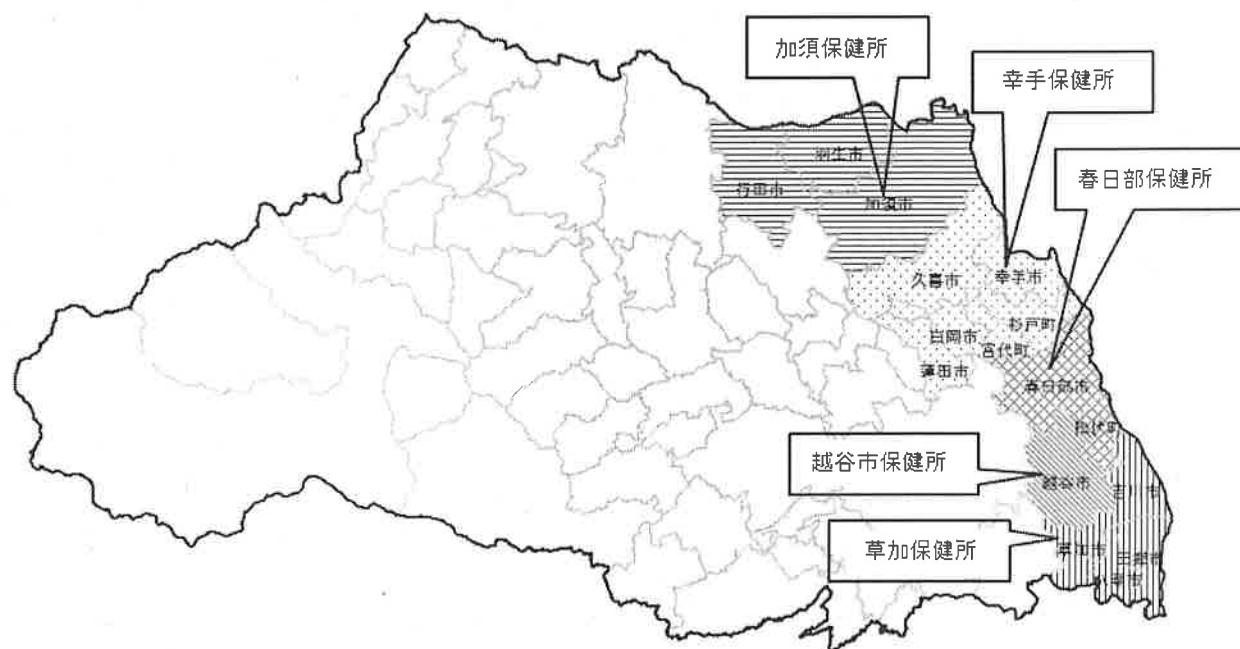
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

イ 拠点保健所としての担当区域及び食品監視の所管区域

(春日部、草加、加須、幸手保健所管内)

行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、久喜市、八潮市、三郷市、
蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

春日部保健所関係区域図



3 組織及び事務分掌

(1) 職員数

職員数は、計41人（非常勤職員1人を含む）である。

職種別の職員数は、下記のとおりである。

(平成28年4月1日現在)

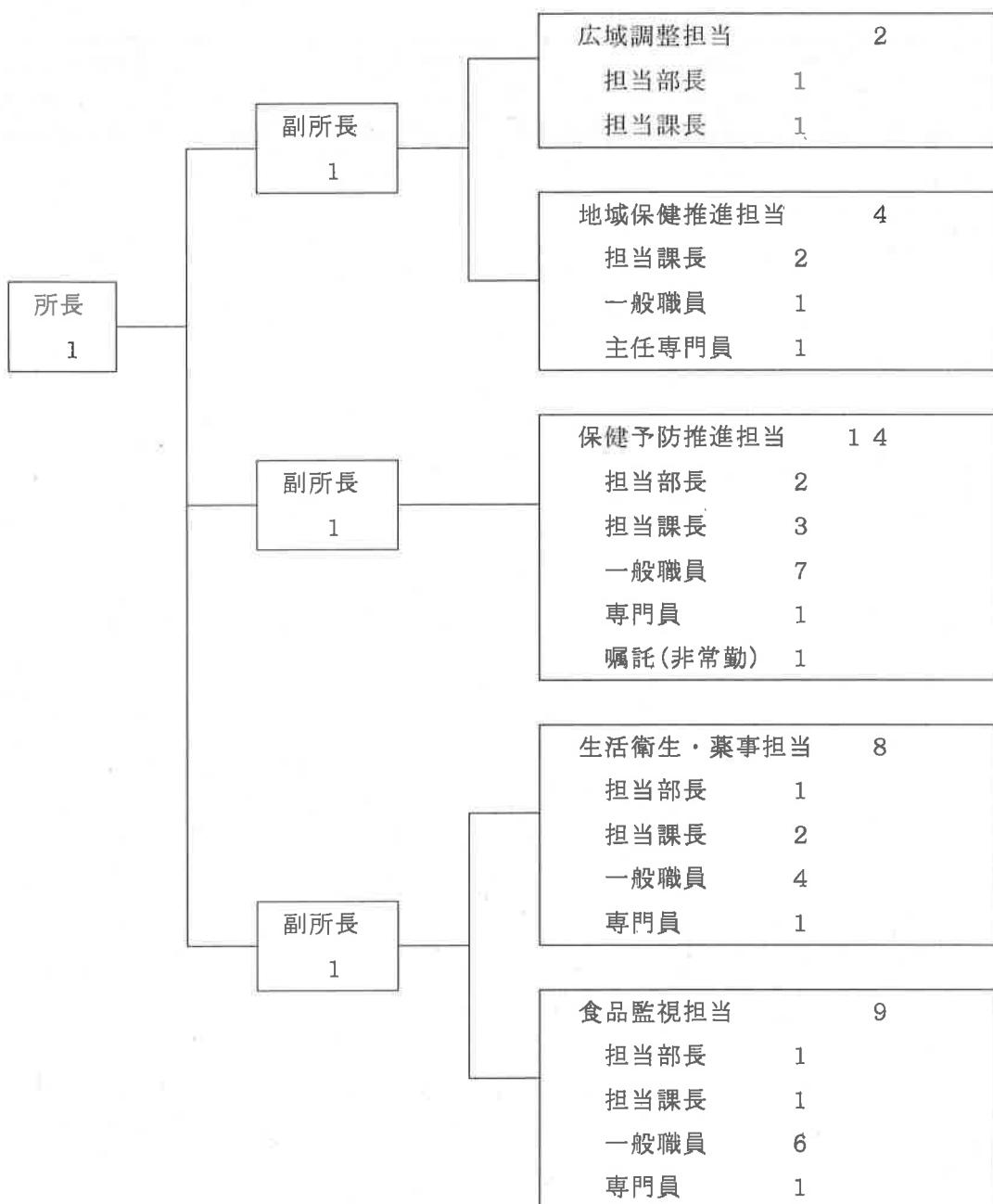
職種	人員	職名									
		所長	副所長	担当部長	担当課長	主任	主事	技師	主任専門員	専門員	
一般事務職	8	—	1	—	3	1	2	—	1	—	
精神保健福祉指導職	2	—	—	—	—	1	1	—	—	—	
医師	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
保健師	7	—	1	1	1	2	—	1	—	1	
栄養士	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—	
診療放射線技師	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	
臨床検査技師	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	
獣医師	5	—	—	1	1	2	—	1	—	—	
薬剤師	12	—	1	2	2	2	—	3	—	2	
動物愛護職	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	
計	40	1	3	5	9	10	3	5	1	3	

※ 非常勤職員1人は上記に含んでいない。

事務所の概要

(2) 組織

平成28年4月1日現在の状況は、下記のとおりである。



(3) 事務分掌

○広域調整担当

- ・ 健康危機管理に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること
- ・ 担当地域における健康危機管理の広域的な体制整備に関すること
- ・ 保健所職員への健康危機管理に係る情報提供、教育に関すること
- ・ 地域保健医療計画に基づく医師確保対策並びに保健所の所管区域をまたがる救急医療や地域医療連携など医療提供体制の整備に係る調整に関すること
- ・ 地域保健医療計画に関すること
- ・ 保健所の医事業務に対する支援及び医務担当者への専門的教育に関すること
- ・ 保健所が実施する医療機関への立入検査への支援に関すること
- ・ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに開すること
- ・ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関すること
- ・ その他、各保健所の所管区域をまたがる広域的な連絡調整に関すること

○地域保健推進担当

- ・ 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること（総務事務集約化により東部地域振興センターで所掌するもの以外）
- ・ 表彰に関すること
- ・ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- ・ 地域保健に関する市町支援の企画・調整に関すること
- ・ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ・ 初期救急医療を始めとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関すること
- ・ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の整備に向けた取組の推進に関すること
- ・ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること
- ・ 病院等の許可、立入検査、医療安全相談等の医事に関すること
- ・ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関すること
- ・ 調査・研究事業の調整に関すること
- ・ 学生実習の受入れ調整に関すること
- ・ 広聴広報の調整に関すること
- ・ ホームページの運用に関すること
- ・ 東部地域振興センターとの総務事務に関する連絡調整事務

○保健予防推進担当

- ・ 健康づくりに関する事業の企画・実施に関すること
- ・ 健康相談の実施に関すること
- ・ 健康教育の企画・実施に関すること

- ・ 専門的母子保健に関すること
- ・ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関するこ
- ・ 歯科保健に関するこ
- ・ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関するこ
- ・ 難病対策及び被爆者の援護等に関するこ
- ・ 結核・肝炎・感染症対策に関するこ
- ・ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関するこ
- ・ 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関するこ
- ・ 児童虐待予防・防止に関するこ
- ・ 不妊治療の支援に関するこ
- ・ 石綿健康被害対策に関するこ
- ・ 公費負担医療給付の申請受理・支給に関するこ
- ・ 学生実習の受入れに関するこ

○生活衛生・薬事担当

- ・ 食品営業許可、食品営業施設等の監視・指導並びに食中毒処理等の食品衛生に関するこ
- ・ 食品関係営業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関するこ
- ・ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関するこ
- ・ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関するこ
- ・ 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関するこ
- ・ 麻薬施用者の免許等及び監視・指導に関するこ
- ・ 麻薬、覚せい剤等の薬物乱用防止に関するこ
- ・ 献血の普及啓発、献血組織の育成及び献血受け入れ体制の整備の促進に関するこ
- ・ 毒物劇物営業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関するこ
- ・ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関するこ
- ・ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関するこ
- ・ 特定動物の許可、監視・指導等に関するこ
- ・ 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関するこ
- ・ 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関するこ
- ・ 温泉利用の指導に関するこ
- ・ 遊泳用プールの指導に関するこ
- ・ 化製場等の許可、監視・指導等に関するこ

○食品監視担当

- ・ 営業施設等の専門的な監視・指導に関すること
- ・ 営業者等からの報告の収集に関すること
- ・ 営業施設等の立入検査に関すること
- ・ 製品検査（食品衛生法第25条第1項関係を除く）に関すること
- ・ 食品等の取扱いに関すること
- ・ 営業停止等の行政処分（食中毒関係は除く）に関すること
- ・ 食品関係営業者等の衛生教育の企画・実施に関すること

4 春日部保健所平面図（春日部地方庁舎1階）

